

令和3年度

定期（消費税申告）監査結果報告書

令和4年5月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第 9 項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長に提出するものである。
また、同条第 10 項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和 4 年 5 月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

同 小野田 光

目 次

	ページ
第1 基準に準拠している旨	1
第2 監査の種類	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の着眼点	1
第5 監査の主な実施内容	1
第6 監査の実施場所及び日程	1
第7 監査の報告基準	1
第8 監査の結果	2
第9 意見	4

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

上下水道部下水道課

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性等

第5 監査の主な実施内容

平成30年度、令和元年度及び令和2年度の課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告に関する事務が適正に行われているかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、事前にこれら関係書類を検査し、当日関係職員から対面によるヒアリングを実施した。

なお、本監査については、地方自治法第200条の2の規定に基づき代表監査委員が選任した監査専門委員 藤原由卓税理士にその調査を委託して実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

実施場所 瀬戸内市役所

監査期日 令和4年1月20日（木）

第7 監査の報告基準

1 監査結果の処理区分

監査委員は、瀬戸内市監査結果の処理区分基準（令和2年監査委員告示第3号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

(1) 指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(2) 指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
(3) 勧告

監査結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第 20 条第 3 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第 8 監査の結果

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の確定申告に関する事務については、監査専門委員に委託して、有効性、効率性、経済性、合規性等の観点から監査を実施した結果、監査を実施した範囲において、是正、改善すべき指摘又は指導事項はなかった。

なお、監査専門委員の監査報告についての要旨¹は次のとおりとなっている。

ア 消費税等の課税判定・区分について

消費税等の課税区分については、抽出により検証を実施したところ、領収書や請求書等に基づき正しく処理されている。

事業収入のうち、課税取引となるものと不課税取引となるものを適切に処理することが消費税等の申告の基礎であり、課税仕入れについても、課税取引と不課税取引の区別を明確にし、さらに軽減税率の対象となる課税仕入れがある場合は、その区別にも留意することが必要となる。

また、令和 5 年 10 月から、複数税率に対応した消費税等の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)が導入されるが、インボイス制度導入後は、取引先が適格請求書発行事業者であるかどうかの確認が必要となる。また、免税事業者からの課税仕入れについては、経過措置の適用があり、現在よりも経理処理面について煩雑になることが予見される。このため、インボイス制度導入に向けて事前に準備することを勧めるものである。

イ 書類の保管状況について

市は、総勘定元帳や仕訳表等の帳簿及び領収書や請求書等の書類(以下「国税関係帳簿書類」という。)を紙で保管している。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

¹ 瀬戸内市監査基準第 20 条第 3 項に基づき、住民が理解しやすいように追記したもの

(平成10年法律第25号)によると、各税法で原則紙での保存が義務付けられている国税関係帳簿書類について、電磁的記録(以下「電子データ」という。)による保存を可能とするための要件及び電子的に授受した取引情報の保存義務等が定められている。そして、この法律の改正により、令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿書類のうち、一定の要件を満たすものについても電子データによる保存等が可能となっている。一度に紙による保存から電子データによる保存に切り替えることは難しいと思われるが、関係法令等との整合性を図り、徐々に移行することを勧めるものである。

ウ 消費税等申告について

監査対象である下水道事業会計は、公共事業に係る不課税収入と課税収入が混在しており、さらに特定収入に係る消費税項目の調整もあるなど、より専門性の高いものである。今後はインボイス制度が導入されることから、経理処理面でさらに複雑化することが予見される。

また、今後、下水道事業が拡大し、課税売上高が5億円を超える場合には、仕入税額控除の全額控除が適用されなくなり、この場合、「個別対応方式」か「一括比例配分方式」のどちらかを選択適用することとなる。その際に、いずれの方法が有利であるかを判定するためにも、課税仕入れの内容を細かく確認しておく必要がある。

令和3年度定期監査結果報告書添付意見

第9 意見

監査専門委員の監査報告を踏まえた監査委員の意見は、次のとおりである。

市は、監査専門委員に委託した消費税等の確定申告に関する事務については、おおむね適正に事務を執行していることから、引き続き、その事務を的確かつ適正に処理していくよう希望する。

インボイス制度については、新しい制度の仕組みを事前に把握し、準備を進める必要があり、国税関係帳簿書類の電子データによる保管等についても、関係法令等との整合性を図っていくことが求められる。

また、市には人事異動というサイクルが存在するため、引継ぎをしても、新しい担当者が公営企業会計を理解し、その制度と仕組みを把握した上で消費税等申告などの事務を行う過程で、一時的な知識の低下によるリスク²が生じる可能性がある。

こうしたリスクを勘案し、社会状況の変化に応じた事務を執行するために、プロパーや専門的な職員の導入、外部委託等の検討、デジタル化の推進等により、対応可能な体制を整備していくことを希望する。

最後に、下水道事業を含む瀬戸内市公営企業においては、市民生活を守るため、本監査結果報告書を参考にし、安心、安全な公営企業の経営が実施されることを期待する。

² 本報告書では、組織目的の達成を阻害する要因をリスクと定義している。